

次世代産業技術創出支援事業実施要領

(目的)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、中小企業が、国等の競争的資金を獲得し、次世代を担う新たな産業技術の創出を図るため、中小企業者と大学・試験研究機関等による共同事業体が、新技術の開発前段階の研究や事業可能性調査等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。その交付に関しては、イノベーション推進事業費等補助金交付要綱（平成30年4月1日制定）及び公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成15年4月1日制定。以下「機構要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び協同組合連合会並びに商工組合連合会を除く。）、特定の法律によって設立された組合及びその連合会であってその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第50号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体をいう。

- 2 この要領において「大企業」とは、前項に規定する中小企業者以外の者をいう。ただし、以下の各号に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
 - (1) 中小企業投資育成会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成会社
 - (2) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定を締結した者
 - (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合
- 3 この要領において「大学・試験研究機関等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関、国立研究開発法人又は独立行政法人であって試験研究に関する業務を行う機関及び地方公共団体が設置する試験研究機関をいう。
- 4 この要領において「助成事業者」とは、助成金の交付決定を受けた者をいう。
- 5 この要領において「国等の競争的資金」とは、国、独立行政法人、公益法人等が、研究

開発課題等を広く募集を行い、応募された課題を審査・評価づけし、採用した課題の研究等を行う応募者に交付する研究開発資金をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の対象者は中小企業者とし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業者
- (3) 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者

2 次の各号のいずれかに該当する者については、この事業の対象者としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者。又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(助成対象事業)

第4条 助成対象者である中小企業者は、この助成金の対象となる事業(以下「助成事業」という。)において、大学・試験研究機関等と研究開発体制を構築するものとする。

2 助成事業は、国等の競争的資金応募に向けた、新技術の開発前段階の研究又は事業可能性調査に関する事業で、別表1に規定する助成対象経費が総額450万円以上であるものとする。

(助成金の交付基準)

第5条 この助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表1に掲げる経費のうち、理事長が必要と認めるものとする。

- 2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる助成率を乗じて得た額又は助成上限額のいずれか低い額以内とする。
- 3 助成事業の実施期間は、別表2のとおりとする。

(助成金の交付条件)

第6条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合(第10条に定める軽微な変更を除く。)には、事前に理事長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (4) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがあること。
- (5) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (7) 助成事業の成果の企業化、助成事業により取得した工業所有権の譲渡若しくは実施権の設定又は助成事業の成果の他への供与により収益が生じたときは、交付した助成金の全部又は一部を機構に納付させることがあること。
- (8) 助成事業が完了した日より概ね2年以内に国等の競争的資金に応募すること。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付申請は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日までに理事長に申請するものとする。

- 2 前項の申請を行うに当たり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して交付申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、次に掲げる事項について適切な計画となっているかを総合的に審査し、助成金の交付を決定する。

- (1) 応募を想定する国等の競争的資金の整合性に関する審査
- (2) 国等の競争的資金獲得を目指す研究開発事業に関する審査(技術面)
 - ① 技術の新規性、独創性及び革新性

- ② 研究開発の目標設定
 - ③ 技術の波及効果
 - (3) 国等の競争的資金獲得を目指す研究開発事業に関する審査（事業化面）
 - ① 目標を達成するための経営的基礎力
 - ② 想定する市場及び事業化目標と戦略
 - ③ 事業化による経済効果
 - (4) 本助成事業における実施内容に関する審査
 - ① 競争的資金獲得に際し解決すべき課題
 - ② 本助成事業で達成すべき目標設定
 - ③ 目標達成のための具体的な実施内容
 - ④ 実施体制とスケジュール
 - ⑤ 経費積算内容
- 2 前項の要件を満たしている場合であっても、次の各号に該当する場合には、助成対象外とする。
- (1) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあること。
 - (2) 助成事業の内容が関係法令に違反し、又はそのおそれがあること。
- 3 理事長は、助成金の交付決定を行おうとするときは、審査会の意見を尊重するものとし、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。
- 4 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第1号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第1号の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表1に定める対象経費の区分間において、2割を超える増減をする場合
- (2) 事業の内容を著しく変更する場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 第6条第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による事業の中止（廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 12 条 第 6 条第 3 号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記第 4 号様式による事業遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 13 条 助成事業者が助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から 20 日を経過した日までに取下げをすることができる。

(状況報告)

第 14 条 助成事業者は、別記第 5 号様式による事業遂行状況報告書を理事長の指定する期日までに提出するものとする。

(実績報告)

第 15 条 助成事業者は、別記第 6 号様式による実績報告書を助成事業が完了した日（第 11 条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認の日）から起算して 10 日を経過した日、若しくは理事長の指定した期日までに理事長に提出しなければならない。

(検査の実施)

第 16 条 理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて中間検査及び確定検査を実施することができる。

(助成金の支払)

第 17 条 助成金は、助成事業者からの実績報告を理事長が受けた後、機構要綱第 13 条の規定による額の確定後に支払うものとする。

2 助成金の支払いを受けようとする者は、別記第 9 号様式による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 18 条 この助成金により取得した財産で、取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間処分してはならない。

2 助成事業者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分する場合は、理事長に対し別記第 7 号様式による財産処分承認の申請を行わなければならない。

3 理事長は、前項の承認をした場合、当該処分により助成事業者収入があったときは、交付した助成金の全部又は一部を納付させることができる。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 助成対象経費

| 対象経費の区分 | 助成対象経費の内容 | | 注意事項等 |
|---------|-----------|---|---|
| 物品費 | 機械装置費 | 機械装置のレンタル・リースに要する経費 | 工業用製造設備、工作・加工設備、その他の大型設備等 |
| | 保守・改造修理費 | 機械装置の機能維持、研究開発用への改造改良（既存装置も対象）に要する経費 | |
| | 原材料費 | 原材料の購入に要する経費 | |
| | 備品・消耗品費 | 事業の遂行に必要で、本事業のみに使用される備品及び消耗品購入に要する経費 備品：耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上（税抜） 消耗品：耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満（税抜） | 備品については助成対象者のみ計上可。本事業のみに使用するものとし、汎用性のあるものは対象外 |
| | 外注費 | 共同事業体以外へ発注する原材料や部品の加工、試験・検査等に要する経費 | |
| 委託費 | 委託費 | 大学、試験研究機関等との共同研究に要する経費 | 使途は当該機関の共同研究に関する規定に準ずる。 |
| その他経費 | 調査費 | 市場調査、情報収集、技術指導の受入れ、先行技術調査等に要する経費 | 間接経費は計上不可 |
| | 会議費 | 事業遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための会議開催に要する経費 | |
| | 知的財産権関連経費 | 研究開発と関連し、研究開発等成果の事業化に当たり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や翻訳料等の経費 | |
| | その他経費 | 上記以外に必要と認められる経費 | |

別 表 2 助成金の交付基準

| 助成事業の 区分 | 助成事業の 実施期間 | 助成限度額 | 助成率 | 備考 |
|-------------------|---|--------------------------|------------|----|
| 次世代産業技術創出 支援事業 | 交付決定日から最長1 年間。ただし、終期は 交付決定日の属する年 度の翌年度であるこ と。 | 上限 1,000 万円 下限 300 万円 | 3分の2 以内 | |